

安芸市本町コワーキングセンター新築工事
基本・実施設計委託業務

仕様書

令和8年6月

安 芸 市 教 育 委 員 会

安芸市本町コワーキングセンター新築工事基本・実施設計委託業務の仕様書

本仕様書は、安芸市が委託する本町コワーキングセンター新築工事基本・実施設計業務を行うにあたって必要な事項等を示したものである。

I 実施主体

1. 実施主体
安芸市教育委員会
〒784 - 8501
高知県安芸市土居 82 番地 1
2. 担当課
安芸市教育委員会 生涯学習課
〒784 - 8501
高知県安芸市土居 82 番地 1
TEL0887-35-1020 FAX0887-35-1051

II 業務概要

1. 業務名称
安芸市本町コワーキングセンター新築工事基本・実施設計委託業務
2. 新施設名称
安芸市本町コワーキングセンター（仮名称）
3. 業務日数
170 日（予定）
4. 施設用途
地域コミュニティスペース、コワーキングスペース、サテライトオフィス等

III 設計と条件

1. 敷地の概要
敷地場所
高知県安芸市本町 2 丁目 7-5（別紙 付近見取図・敷地図を参照）
本工事は、安芸市の本町商店街にあるコミュニティセンターの老朽化に伴い、施設の建て替えを行い、本町コワーキングセンターとして新たに整備するもの。
2. 建物等の概要
(1) 本町コワーキングセンター
延床面積 260 m²程度
必要な機能や室数等
 - ・地域交流スペース（講座等の実施が可能な多目的スペース）
 - ・打合せスペース
 - ・託児対応スペース
 - ・トイレ（多目的トイレ含む 1F と 2F に配置）
 - ・シェアキッチンスペース
 - ・受付カウンター事務スペース（委託事業者（想定）の事務スペース）
 - ・コワーキングスペース（テレワーク可能なフリースペース）

- ・ サテライトオフィススペース

【屋外施設】

- ・ 駐車場
- ・ 駐輪場
- ・ 敷地内通路
- ・ 植栽
- ・ 外構設備 一式

3. 工事費概算額 144,000 千円（消費税含む）

上記金額は工事費の目安であり、設計時には建設コスト縮減に向けた検討を行うこと

4. 建設工事等スケジュール

基本・実施設計委託予定 令和8年度

建築工事予定 令和9年度

※事業実施予定は、変更となる場合がある。

5. その他

- ・ 本施設は、若年女性及び子育て世代の流出抑制並びに、テレワーク等による就業機会の創出を通じた定住・移住の促進など、人口減少対策に寄与する施設として計画すること。
- ・ 本施設は、地域住民や移住者、企業及び各種団体等が集い交流することで、地域コミュニティの醸成及び地域共創の推進につなげるとともに、多様な人材に対して柔軟な働き方や学び直しの機会を提供する施設として計画すること。
- ・ 本施設は、子育て世代や女性等、多様な利用者が安心して利用できるよう、ユニバーサルデザインを導入し、利便性及び安全性に配慮した施設として計画とすること。
- ・ 本施設は、地域交流や、まちづくり活動の拠点として活用できるよう、可変性及び多用途性を考慮した施設として計画とすること。
- ・ 本施設は、コワーキング施設としての機能を十分に発揮できるよう、オンライン会議、テレワーク等に対応可能な高速かつ安定した通信環境の整備に配慮した施設計画とすること。
- ・ 構造体架構や意匠については、工事費の縮減に向けて工法等の比較検討を行い、数十年先まで使用することを念頭に置いて、設計を進めること。
- ・ 本施設は、可能な限り高知県産材等の木材を活用し、木造・木質化に努めること。
- ・ 建築基準法、消防法その他関係法令を十分確認し、関係機関との協議調整を行うこと。
- ・ 維持管理及びランニングコスト縮減に配慮した施設計画とすること。

IV 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」（国土交通大

臣官房官庁営繕部監修)による。

1. 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。

- ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士

2. 業務の実施

(1) 一般事項

基本設計業務及び実施設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。

(2) 打ち合わせ及び記録

打ち合わせは次の時期に行う。

- a. 業務着手から完了までの間、平面計画・仕上げ等主要部分の立案時及び調査職員又は管理技術者が必要と認めた時
- b. 全ての設計と条件について、その取扱いについて決定した事項を記録すること。

3. 設計業務の範囲

(1) 一般業務

基本設計

実施設計

- ・ 建築（意匠）設計
- ・ 建築（構造）設計
- ・ 設備設計

(2) 追加業務

- ・ 建築積算業務

積算数量算出書の作成

積算数量調書の作成

複合単価作成等資料

複合単価（代価表・別紙明細書を含む）等の作成

見積徴収及び見積一覧並びに見積検討資料等の作成

- ・ 電気設備積算業務（建築積算業務に準ずる）

- ・ 機械設備積算業務（建築積算業務に準ずる）

- ・ 構造方法、工法等、検討業務

- ・ 建設副産物対策に関するリサイクル計画について

設計にあたって建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）についての検討を行い設計に反映させるものとする。

4. 成果品について（変更もありうる）

(1) 成果品

- ・ 工事費概算書
- ・ 特記仕様概要書
- ・ 配置図
- ・ 屋根伏図
- ・ 断面図
- ・ 仕上げ表
- ・ 外構配置図
- ・ 付近見取図
- ・ 完成予想図（透視図）
- ・ 平面図
- ・ 立面図（各面）
- ・ 矩計図（主要部詳細）
- ・ 付属施設配置図
- ・ 面積及び求積図

- ・日影図
 - ・設計説明書
 - ・工程表
 - ・不同沈下等に関する資料
 - ・各打合せ記録
 - ・イニシャルコスト・ランニングコスト等計算書及び比較検討書
 - ・構造仕様・計画書
 - ・各種技術資料
 - ・議会の説明会等資料
 - ・関係機関等、手続きに必要となる資料
 - ・CADデータ
- ※その他必要と思われる成果品については、担当職員と協議のうえ決定する。

(2) 成果品の提出部数

- ・原図 各1部
 - ・写し 各2部(資料関係は1部)
- ※必要に応じて担当職員が指示する場合がある。

(3) 成果品の提出場所

- ・安芸市教育委員会生涯学習課

(4) 成果品の扱いについて

提出されたCADデータ等については、当該施設に係る実施設計や工事の請負業者に貸与し、当該施設に関する施工図等の作成、完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

5. 適用基準等

特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとし、基準は全て最新版に記載されたものを採用するものとする。

- ・高知県ひとにやさしいまちづくり条例
- ・敷地調査共通仕様書
- ・建築設計基準
- ・構内舗装・排水設計基準
- ・建築設備計画基準及び同要領
- ・電気設備工事設計基準
- ・公共建築設備工事標準仕様書
- ・機械設備工事監理指針
- ・建築設備耐震設計・施工指針
- ・建築設備数量積算基準
- ・公共建築工事積算基準
- ・公共建築数量積算基準
- ・建築工事設計図書作成基準
- ・建築構造設計基準
- ・公共建築工事標準仕様書
- ・建築設備設計基準及び同要領
- ・公共建築設備工事標準図
- ・電気設備工事監理指針
- ・建築設備設計計算書作成の手引き
- ・機械設備工事施工要領
- ・建築設備工事内訳作成標準書式
- ・公共建築工事標準単価積算基準
- ・公共建築工事内訳書標準書式

6. その他

- ・会計検査の際は、責任を持って対応することとし、積算根拠等について十分に精査しておくこと。